

## 第3章 適用事業所についての諸手続

雇用保険の適用事業所が行わなければならない手続は「雇用保険法」と「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の2つの法律に定められています。

したがって、適用事業所についての提出書類は、雇用保険の（事業所及び被保険者に関する）提出書類と、労働保険の（保険料に関する）提出書類の両方を提出しなければなりません。

また、労働保険の手続については、事業所の事業内容（一元適用事業であるか二元適用事業であるか）によって提出先と提出書類が異なりますのでご注意ください。

なお、雇用保険に関する各種提出書類については、ハローワークにて配付しているほか、ハローワークインターネットサービスからダウンロードできます。詳しくは、下記でご確認ください。各種提出書類を印刷する場合は、A4の白色用紙に等倍（倍率100%）で印刷してください。

ハローワークインターネットサービス 帳票一覧

検索



(<https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=initDisp>)

### 1 事業所を新たに設置したとき

#### (1) 労働保険関係

- 提出書類…… **「労働保険保険関係成立届」**
- 提出期日……保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内
- 提出先……次の①または②のとおり
  - 一元適用事業の場合は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
  - 二元適用事業の場合は、雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワーク、労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
- 提出書類…… **「労働保険概算保険料申告書（納付書）」**
- 提出期日……保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内
- 提出先……次の①または②のとおり
- 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。
  - 一元適用事業の場合
    - 黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を、労働局、労働基準監督署又は金融機関へ申告、納付してください。
  - 二元適用事業の場合
    - 雇用保険はふじ色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局または金融機関へ、労災保険は黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局、労働基準監督署または金融機関へ申告、納付してください。
- 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。

## (2) 雇用保険関係

- 提出書類…… **「雇用保険適用事業所設置届」**
- 提出期日……適用事業に該当（労働者を雇用する事業を開始）した日の翌日から10日以内
- 提出先……事業所の所在地を管轄するハローワーク
- 持参するもの……次の①～③（②は、原則として登記事項証明書）
  - ① 「労働保険関係成立届」事業主控
  - ② 登記事項証明書（法人事業所の場合、雇用保険適用事業所設置届に法人番号が記載されている場合は省略可能）、事業許可証、工事契約書、不動産契約書等  
なお、事業所の所在地が登記されたものと違う場合は、公共料金の請求書、賃貸借契約書等の所在地が明記されている書類が別途必要です。  
また、必要に応じて、事業実在の確認のため書類の追加依頼や実地調査を行う場合があります。
  - ③ 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、（タイムカード等）
- その他の手続…… **雇用保険被保険者資格取得届**（または雇用保険被保険者転勤届）を**設置届と同時に作成し、提出してください。**

### 【参考】 労務関係の帳簿等について

法令により調製が義務づけられたもの、雇用管理や給与計算に必要なもの等があります。（詳細は労働基準監督署へお問い合わせください。）

- |                                     |                                    |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| ● 労働者名簿（労働基準法第107条）                 | ● 賃金台帳（労働基準法第108条）                 |
| ○ 氏名・生年月日・住所                        | ○ 賃金総額と各種控除額                       |
| ○ 雇入れ年月日                            | ○ 基本給と諸手当の内訳                       |
| ○ 解雇又は退職の年月日及びその事由                  | ○ 賃金計算期間                           |
| ○ 従事する業務の種類                      など | ○ 労働日数・時間数                      など |
| ● 出勤簿又はタイムカード                       | ● 就業規則・給与規定（労働基準法第2条、第15条、第89条）    |
| ● 社会保険や労働（労災・雇用）保険の各種手続の事業主控        | ● 労働条件通知書（雇入通知書）（労働基準法第15条）又は雇用契約書 |

# 労働保険関係成立届の記入例

**「労働保険番号」**  
 ・この届を提出するハローワーク、または監督署で記入しますので記入しないでください。

**③「事業の概要」**  
 ・事業内容を具体的に記入してください。

**⑥「保険関係成立年月日」**  
 ・労働保険の適用事業となった年月日を記入してください。

**⑦「雇用保険被保険者数」**  
 ・「一般・短期」には、その年度における1か月平均雇用保険被保険者数を記入し、「日雇」には日雇労働被保険者数を記入してください。

**⑧「賃金総額の見込額」**  
 ・保険関係が成立した日から当該年度末（3月31日）までの期間に使用する労働者にかかる賃金総額の見込額を記入してください。

**⑰⑱⑲⑳「事業所」**  
 ・実際の事業を営んでいる所在地を記入してください。  
 ・個人の場合は屋号のほか事業主の氏名を記入してください。  
 ・<カナ>には、カタカナと「ー」のみを使用し、英字はカタカナに置き換えて読みやすいよう適宜区分して記入してください。  
 ・<漢字>には漢字・ひらがな・カタカナの他、英字にて正しく記入してください。  
 ・電話番号は項目ごとに右詰めで記入してください。  
 ・濁点半濁点がある文字も1つの枠内に記入してください。

**㉑「保険関係成立年月日」**  
 ・⑥欄の年月日を記入してください。

**㉒「雇用保険被保険者数」**  
 ・⑦欄の一般・短期と日雇との合計人数を記入してください。

様式第1号（第4条、第54条、附則第2条関係）（1）（表用）

労働保険 0: 保険関係成立届（継続）（事務処理委託届）  
 1: 保険関係成立届（有期）  
 2: 任意加入申請書（事務処理委託届）

令和8年4月15日

提出用

31600

862-8570 72セトシ

株式会社 大江商店

食料品 雑貨小売業

小売業

34.095

9-08-04-01

株式会社 大江商店

代表取締役 大江 一郎

**㉓「法人番号」**  
 ・事業主に法人番号が指定されている場合、指定された法人番号を記入してください。

# 労働保険概算保険料申告書（一元適用事業）の記入例

(※保険料率については、令和7年度の料率で算定しています。)

(※保険料率は次年度変更になる場合がありますので、ハローワークまたは労働局へおたずねください。)

①「労働保険番号」  
・「労働保険関係成立届」を監督署に提出すると労働保険番号が割り振られますので、その番号を記入してください。

⑫「保険料算定基礎額の見込額」  
・保険関係が成立した日から当該年度末（3月31日）までの期間に使用する労働者にかかる賃金支払総額の見込額(1,000円未満切り捨て)を記入してください。

⑩「延納の申請」  
・保険料額が400,000円(労災保険・雇用保険のいずれか一方の場合は200,000円)以上の場合にできます。  
【納付回数】  
成立年月日  
4/1～5/31 3回  
6/1～9/30 2回  
10/1以降 1回

⑬「保険関係成立年月日」  
・「労働保険関係成立届」の⑥欄の日を記入してください。

⑮「事業又は作業の種類」  
・事業内容や作業の種類を具体的に記入してください。

⑰「特掲事業」  
・雇用保険率が  $\frac{14.5}{1000}$  の事業は (ロ)、 $\frac{16.5}{1000}$  又は  $\frac{17.5}{1000}$  の事業は (イ) を○で囲んでください。

「労働保険番号」  
・①の番号をそのまま転記してください。

「納付額」  
・⑫欄の(ト)の額を転記し、金額の前に必ず「¥」記号を付してください。

⑲「法人番号」  
・事業主に法人番号が指定されている場合、指定された法人番号を記入してください。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)  
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789  
第3号「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR件への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用  
令和8年4月15日  
あて先 〒860-8514  
熊本市西区春日2-10-1  
熊本地方合同庁舎A棟9階  
熊本労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 32700 ※修正項目番号 ※入力確定コード  
都道府県 431011 市町村番号 23456 枝番号 000  
2増加年月日(元号:令和は9) 3事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由  
4常時使用労働者数 5雇用保険関係保険者数 ※雇用保険関係コード  
610 75 8方 9項

確定保険料算定内訳  
⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨ 保険料・一般拠出率 ⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)  
労働保険料 (イ) 1000分の(イ) 1000分の(イ) 550045  
労災保険分 (ロ) 1000分の(ロ) 1000分の(ロ) 102285  
雇用保険分 (ハ) 1000分の(ハ) 1000分の(ハ) 47760  
一般拠出金 (ニ) 1000分の(ニ) 1000分の(ニ) 102285

概算・増加概算・確定保険料算定内訳  
⑫ 保険料算定基礎額の見込額 ⑬ 保険料率 ⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)  
労働保険料 (イ) 550045 (イ) 17.5% (イ) 550045  
労災保険分 (ロ) 340955 (ロ) 3.00% (ロ) 102285  
雇用保険分 (ハ) 308800 (ハ) 14.5% (ハ) 47760

⑮ 申告済概算保険料額 ⑯ 申告済概算保険料額  
⑰ 増加概算保険料額  
⑱ 延納の申請 回数(イ) 1

⑲ 申告済概算保険料額 550,045  
⑳ 増加概算保険料額 1234567890123

⑳ 労働保険関係成立年月日 令和7年4月1日  
㉑ 事業廃止等理由 (イ) 労働者なし (ロ) 労働者なし (ハ) 労働者なし (ニ) その他

⑳ 事業又は作業の種類 食品・雑貨小売業  
㉒ 労働者数 862-0950 (096) 371 - 8609  
㉓ 事業主 (イ) 所在地 熊本市中央区水前寺6-18-1 (ロ) 名称 株式会社 代表取締役 大江 一郎

⑳ 労働保険番号 30840  
㉔ 取扱庁名 熊本労働局  
㉕ 取扱い番号 00075647  
㉖ 労働保険特別会計 0847 ㉗ 厚生労働省 6118 令和08年度

納付額 (ト) ¥550,045  
納付場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署  
納付の場 熊本労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付)





## 2 事業所の所在地、名称、および事業主の住所、名称、氏名、事業の種類に変更があったとき

### (1) 労働保険関係

- 提出書類……「**労働保険名称、所在地等変更届**」
- 提出期日……変更のあった日の翌日から 10 日以内
- 提出先……次の①または②のとおり（変更後の事業所の所在地を管轄する労働基準監督署またはハローワーク）
  - 一元適用事業所は、労働基準監督署へ提出してください。
  - 二元適用事業所は、雇用保険はハローワークへ、労災保険は労働基準監督署へ提出してください。
- 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。

### (2) 雇用保険関係

- 提出書類……「**雇用保険事業主事業所各種変更届**」
  - 提出期日……変更のあった日の翌日から 10 日以内
  - 提出先……事業所の所在地を管轄するハローワークへ提出してください。
  - 持参するもの……次の①～②
    - 「労働保険名称、所在地等変更届」事業主控
    - 登記事項証明書、事業許可証、他の行政機関への提出済書類（控）等、変更の事実が確認できる書類
- ※ 法人の場合、法人の代表者の変更のみの時は届出の必要はありませんがハローワークへの各種届の提出の際に申し出てください。

#### 事業所の所在地が変更となった場合は、以下にご注意ください！

- 一元適用事業  
移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出した後、移転後の所在地を管轄するハローワークへ、その控を添えて「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。
- 二元適用事業（雇用保険）  
移転後の所在地を管轄するハローワークへ「労働保険名称、所在地等変更届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。労災保険については、移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出してください。



# 雇用保険事業主事業所各種変更届の記入例

**雇用保険事業主事業所各種変更届** (必ず第2面の事業所番号を記入してから記載してください。)

届出種別  ※1. 変更届分

2. 変更年月日  (5 令和 8 月 21 日)

3. 事業所番号  4. 設置年月日  (3 昭和 4 平成 5 令和)

●下記の5～11欄については、変更がある事項のみ記載してください。

5. 法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。)

6. 事業所の名称 (カタカナ)  事業所の名称 (続き (カタカナ))

7. 事業所の名称 (漢字)  事業所の名称 (漢字) (続き)

8. 郵便番号  10. 事業所の電話番号 (項目ごとにそれぞれ定数内で記入してください。)

9. 事業所の所在地 (漢字) 市・区・郡及び町村名  事業所の所在地 (漢字) 丁目・番地  事業所の所在地 (漢字) ビル、マンション名等

11. 労働保険番号  12. 設置区分  (1 自然)  (2 任意) 13. 事業所区分  (1 単独)  (2 複合) 14. 産業区分

15. 変更後の事業所の名称 (フリガナ)	カフシキカイシャ 雇用保険 上石神井支店
15. 変更前の事業所の名称 (フリガナ)	カフシキカイシャ コヨウホケン 株式会社 雇用保険 上石神井支店
16. 変更後の事業所の所在地 (フリガナ)	東京都練馬区上石神井4-8-4
16. 変更前の事業所の所在地 (フリガナ)	東京都千代田区霞が関1-2-2
17. 変更の理由	事業所の移転及び社名変更
18. 事業の開始年月日	平成31年7月1日
19. 事業の終了年月日	令和 年 月 日
20. 代表取締役	雇用太郎
21. 事業の種類	保険事業
22. 常時雇用労働者数	30人
23. 雇用保険担当職員	専任課長 1名
24. 社会保険加入状況	健康保険 加入 厚生年金保険 加入 労災保険 加入
25. 雇用保険被保険者数	一般 30人 日雇 0人
26. 支店別別	支店別 25日

(この欄は、変更の日付の翌日から記載して10日は内に提出してください。)

**2「変更年月日」3「事業所番号」4「設置年月日」**  
 ・「0」も省略せず、枠すべてに記入してください。

**5「法人番号」**  
 ・平成27年10月以降、国税庁長官から本社等へ通知された法人番号を記入してください。(個人事業の場合は記入不要です。)

**6 および 7「事業所の名称」、8「郵便番号」、9「事業所の所在地」、10「事業所の電話番号」**  
 ・変更事項のみを記入して下さい。ただし、事業所の所在地が変更になった場合は、変更となった所在地全てを記入してください。

**11「労働保険番号」**  
 ・所在地移転・事業内容の変更等により労働保険番号が変更になったとき記入してください。ただし、他のハローワークの管内から移転した場合は、変更がなくても記入してください。

**15～19**  
 ・変更があった事項について記入してください。事業内容が変更になった場合は、15欄に変更後の事業内容を具体的に記入してください。

**27「最寄りの駅又は…」**  
 ・変更がなくても記入して下さい。  
 ・事業主欄についても、忘れずに記入してください。

※ 裏面も忘れずに記入してください

27 最寄りの駅又は… (〒190-8509) 立川市 錦町 1-9-21

〒190-8509 立川市 錦町 1-9-21

東京都千代田区霞が関1-2-2  
 株式会社 雇用保険  
 代表取締役 雇用太郎

令和 8 年 6 月 25 日

### 3 事業を廃止・休止したとき、または雇用する労働者がいなくなったとき

#### (1) 労働保険関係

- 提出書類…… **「労働保険確定保険料申告書（納付書）」**
- 提出期日……事業を廃止した日の翌日から 50 日以内
- 提出先……次の①または②のとおり
  - 一元適用事業所は、黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を、労働局、労働基準監督署又は金融機関へ申告、納付してください。
  - 二元適用事業所は、雇用保険はふじ色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局又は金融機関へ、労災保険は黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局、労働基準監督署又は金融機関へ、それぞれ申告、納付してください。
- 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。

#### (2) 雇用保険関係

- 提出書類…… **「雇用保険適用事業所廃止届」**
- 提出期日……廃止した日の翌日から起算して 10 日以内
- 提出先……事業所の所在地を管轄するハローワークへ提出してください。
- 持参するもの……登記事項証明書（法人事業所の場合、雇用保険適用事業所廃止届に法人番号が記載されている場合は省略可能）、閉鎖謄本、労働者名簿、出勤簿など廃止の事実が確認できる書類
- その他の手続き…雇用保険被保険者資格喪失届および雇用保険被保険者離職証明書を同時に作成し、提出してください。

**以下のいずれかに該当する場合も、事業所廃止届をご提出ください！**

- ① 事業は継続しているが、雇用する被保険者が「0」になり、被保険者になる労働者を雇用する見込みがないとき。
- ② 事業を休止し、再開する見込みがないとき。



# 雇用保険適用事業所廃止届の記入例

**雇用保険適用事業所廃止届**

1. 法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。) 標準半体 0123456789  
(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

2. 本日の資格喪失・転出者数 (この用紙は、このまま欄外で処理しますので、汚さないようにしてください。)  
 人

3. 事業所番号 4900-123456-7

4. 設置年月日 5-02-06-21 (3 昭和 4 平成 5 令和)

5. 廃止年月日 5-08-07-31

6. 廃止区分 4

7. 統合先事業所の事業所番号 4900-987654-3

8. 統合先事業所の設置年月日 4-25-02-22 (3 昭和 4 平成)

9. 事業所

(フリガナ) トウキョウトネリマクカミシャクジイ

所在地 東京都練馬区上石神井4-8-4

(フリガナ) カブシキガイシャ コヨウホケン カミシャクジイシテム

名称 株式会社 雇用保険 上石神井支店

10. 労働保険番号 50112345678000

11. 廃止理由 事業所の統合

上記のとおり届けます。

令和 8 年 8 月 5 日

池袋 公共職業安定所 長 殿 事業主

住所 東京都千代田区霞が関1-2-2  
 名称 株式会社 雇用保険  
 氏名 代表取締役 雇用太郎  
 電話番号 03 -5253 -1111

※	公共職業安定所記載欄 届書提出後、事業主が住所を変更する場合又は事業主に承継者等のある場合は、その者の住所・氏名	(フリガナ) 名称				
		(フリガナ) 住所				
		(フリガナ) 代表者氏名				
		電話番号			郵便番号	

備考		※	所長	次長	課長	係長	係	操作者
----	--	---	----	----	----	----	---	-----

労働保険事務組合記載欄

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

社会保険労務士記載欄		氏名	電話番号
------------	--	----	------

(この届出は、事業所を廃止した日の翌日から起算して10日以内に提出してください。)

#### 4 労働保険料の申告・納付に關係する事務をまとめて処理したいとき

労働保険では、1つの会社でも支店や営業所など個々に申告・納付を行っているところがありますが、一定の要件を満たす継続事業の場合には、これら個々の労働保険料の申告納付事務を指定した1つの事業所（指定事業）にまとめて処理することができます。

- ・ 提出書類…… **「労働保険継続事業一括申請書」（3枚1組）**
- ・ 提出期日…… 申請をしようとする都度すみやかに
- ・ 提出先 …… 指定を受けることを希望する事業所（本店等）の所在地を管轄する労働基準監督署（一元適用事業）またはハローワーク（二元適用事業）
- ・ 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。

**※注意** 継続事業の一括の取扱いが認められた場合でも、雇用保険の被保険者等の届出手続きをする事業所の単位は変更されません。

##### 継続事業の一括承認基準

- ① 指定を受けることを希望する事業（指定事業）と指定事業に一括される事業（被一括事業）との事業主が同一であること。
- ② それぞれの事業が継続事業であること。
- ③ それぞれの事業が下記のいずれか1つのみに該当すること。
  - イ 二元適用事業であって、労災保険に係る保険関係が成立している事業
  - ロ 二元適用事業であって、雇用保険に係る保険関係が成立している事業
  - ハ 一元適用事業であって、労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立している事業
- ④ それぞれの事業が「労災保険率表」による「事業の種類」が同じであること。  
なお、上記③ロについても、「事業の種類」が同じであること。
- ⑤ 指定事業において、被一括事業の使用労働者数及び労働者に支払われる賃金等の明細の把握ができていること。
- ⑥ 労働保険事務を円滑に処理する事務能力を有していること。
- ⑦ それぞれの事業について、保険料の申告・納付が適正に行われていること。



## 5 事業主が行うべき事務を工場長、支店長等に代理させるとき、またはその代理人を解任したとき

- 提出書類……「**雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届**」
  - 一元適用事業は緑色で印刷された書類を使用します。
  - 二元適用事業は茶色で印刷された書類を使用します。
  - 届出書類は5枚1組です。
  - この様式は、労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届、労働者災害補償保険代理人選任・解任届と一括して記載できるようになっているので、届出書類を作成する必要のない届名は、横線を引き抹消してください。
- 提出期日……代理人の選任又は解任のあった都度速やかに
- 提出先……雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届は、事業所の所在地を管轄するハローワーク  
 労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届は、一元適用事業または二元適用事業の労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署、二元適用事業の雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワーク  
 労働者災害補償保険代理人選任・解任届は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署

### 雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届の記入例

1. 労働保険番号		2. 雇用保険事業所番号	
49112345678000		49001234567	
3. 職名	支店長	支店長	
4. 氏名	労働 小次郎	適用 優子	
5. 生年月日	50年 9月 20日	52年 10月 25日	
6. 代理事項	雇用保険被保険者関係届出に関する事務一切	雇用保険被保険者関係届出に関する事務一切	
7. 選任又は解任の年月日	令和 8年 8月 1日	令和 8年 7月 31日	
8. 選任又は解任に係る事業場	所在地 立川市錦町1-9-21 名称 株式会社 雇用保険 立川支店		
雇用保険法施行規則第145条の規定により上記のとおり届けます。			
令和 8年 8月 5日			
立川公共職業安定所長 殿			
事業主 住所 東京都千代田区麹町1-2-2			
氏名 株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用太郎 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)			
社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

【注意】

- 記載すべき事項のない欄には斜線を引き、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
- 6欄には、事業主の行うべき労働保険に関する事務の全部について処理される場合には、その旨を、事業主の行うべき事務の一部について処理される場合には、その範囲を具体的に記載すること。
- 選任代理人の職名、氏名、代理事項又は印鑑に変更があったときは、その旨を届け出ること。
- 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。
- この様式は、労働保険代理人選任・解任届、労働者災害補償保険代理人選任・解任届及び雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届を一括して記載できるようになっているので、兼書を作成する必要のない届名は、横線を引き抹消すること。

## 6 新たな施設が適用事業所にあたらなとき

雇用保険に関する事務処理は、原則は事業所ごとに行うこととなっていますが、労働者が役務を提供する場所又は施設（支店、営業所、出張所等）が、次の要件にすべて該当し、独立した事業所と認められないときは、下記の書類を提出して非該当承認を受ければ、直近上位の主たる事業所（本社、支社等）で、一括して雇用保険関係被保険者に関する一切の手続きを行うことができます。

- 提出書類……「雇用保険事業所非該当承認申請書」（4枚1組）  
「事業所非該当承認申請調査書」
- 提出期日……申請しようとする都度速やかに
- 提出先……非該当承認対象施設の所在地を管轄するハローワーク

※ 原則として、継続事業の一括が認可されている施設については、事業所非該当の対象にはなりません。ただし、雇用保険関係事務の適正な取扱いの妨げとなることが明らかである場合は、この限りではありません。お近くのハローワークへご相談下さい。

### 事業所非該当承認基準

- 人事、経理、経営（又は業務）上の指揮監督、賃金の計算、支払等に独立性がないこと。
- 健康保険、労災保険等の社会保険についても主たる事業所で一括処理されていること。
- 労働者名簿、賃金台帳等が主たる事業所に備付られていること。

## 雇用保険事業所非該当承認申請書の記入例

### 雇用保険 事業所非該当承認申請書（安定所用）

#### 1. 事業所非該当承認対象施設

①名称	株式会社雇用保険熊本支店	⑦労働保険料の徴収の取扱	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則上の事業場とされているか いる (○)
②所在地	〒360-8514 熊本県山鹿市春日 2-10-1 電話 (096) 2611-1703	⑧労働保険料	支払済回数 延滞回数 滞り回数 - - -
③施設の設置年月日	令和〇年〇月〇日	⑨社会保険の取扱い	健康保険法及び厚生年金保険の事業場とされているか いる (○)
④事業の種類	保険事業	⑩各種経理の備付状況	労働者名簿 賃金台帳 (○) 出勤簿 (○)
⑤従業員数 (うち被保険者数)	3	⑪管轄公共職業安定所	熊本 公共職業安定所
⑥事業所番号		⑫雇用保険関係事務の取扱い	有 (○)
⑬申請理由	当該施設は営業所であり、人事・経理上の独立性がないため。		

#### ⑦⑨⑩⑫欄

・該当するものを○で囲んでください。

#### 「2. 事業所」

・上記1の施設に係る事務を行う事業所について記入してください。

⑭事業所番号	1234-567890-6	⑮従業員数 (うち被保険者数)	120/120
⑯名称	株式会社雇用保険	⑰適用年月日	令和〇年〇月〇日
⑱所在地	〒360-0801 甲府市住吉 1-17-5 電話 (055) 233-6060	⑲管轄公共職業安定所	甲府 公共職業安定所
⑳事業の種類	保険事業	㉑備考	

上記1の施設は、一の事業所として認められる人なので承認されたく申請します。  
令和〇年〇月〇日  
熊本公共職業安定所長殿

事業主（又は代理人）

住所 甲府市住吉 1-17-5  
氏名 株式会社代表取締役 雇用太郎

社会保険労務士登録番号は、この箇所から社会保険労務士が作成した場合のみ記入する。

#### 公共職業安定所書記帳簿

上記申請について協議してよろしいか。	年 月 日	所長	次長	課長	係長	係
議決結果	議決年月日					
承認	承認					
不承認	不承認					

#### ⑩「従業員数」

・⑤欄の人数は含めないでください。

#### ⑰「適用年月日」

・雇用保険の適用事業となった年月日を記入してください。

下記のとおり決定してよろしいか。	年 月 日	所長	次長	課長	係長	係
議決結果	議決年月日					
承認	承認					
不承認	不承認					



## ②雇用保険適用事業所番号

雇用保険適用事業所番号は、雇用保険の適用事業所ごとに定める番号で、適用事業所設置届を提出したときに付与されます。この番号は、以後事業主が行う雇用保険関係の届出書類の提出時に使用する 11 桁の番号です。

× × × × - × × × × × × - ×

(安定所番号) (安定所ごと一連番号) (チェックイジット)

雇用保険 適用事業所設置届 事業主控 事業主事業所各種変更届	
1. 事業所番号 4900-123456-7	2. 管轄区分 1
3. 変更年月日 	
4. 事業所の名称 カブシキガイシャ コヨウカン カシヤクシイテン 株式会社 雇用保険 上石神井支店	
5. 郵便番号 117-0044	
6. 事業所の所在地 練馬区上石神井4-8-4	
7. 事業所の電話番号 0339203311	
8. 設置年月日 080621	9. 設置区分 1 (1 当然 2 任意)
10. 事業所区分 1 (1 個別 2 委託)	11. 産業分類 67
12. 労働保険番号 50112345678000	
13. 備考 	

## (2) 事業所廃止届を提出したとき

ハローワークから、以下の様式（A 4 版）に印字したものをお渡ししますので、大切に保管しておいてください。

雇用保険適用事業所廃止届事業主控	
1. 事業所番号 4900-123456-7	2. 管轄区分 1
3. 事業所の名称 カブシキガイシャ コヨウカン カシヤクシイテン 株式会社 雇用保険 上石神井支店	
4. 事業所の所在地 練馬区上石神井4-8-4	
5. 事業所の電話番号 0339203311	
6. 廃止年月日 080731	7. 廃止区分 4
8. 統合先事業所の事業所番号 4900-987654-3	9. 統合先管轄区分 1
13. 備考 	

## ○ 適用事業所についての諸手続きに関するQ & A

### Q 事業を開始した時の手続きは？

このたび、従業員1名を雇って食品を製造する会社を設立することになりましたので、新規加入の手続きを教えてください。

A 労働者を1人でも雇えば、労働保険（雇用保険＋労災保険）が適用されますが、貴社の場合は一元適用事業に該当するため、はじめに、事業開始の日の翌日から起算して10日以内に「労働保険関係成立届」を、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に提出します。

上記の手続きを行っていただいた後、受理印の押された労働保険関係成立届事業主控及び確認書類等を添えて、「雇用保険適用事業所設置届」と「雇用保険被保険者資格取得届」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出することとなります。

また、労働保険料の申告・納付も別途必要となりますのでご注意ください。

### Q 事業所の名称・所在地を変更した時の手続きは？

このたび、当社では社名を変更し、同時に住所も同じ県内の〇〇市から〇〇市へ移転することになりましたので、変更の手続きを教えてください。

A 社名・事業所名や事業所の所在地を変更したときは、変更のあった日の翌日から10日以内に、「労働保険名称、所在地等変更届」を管轄の労働基準監督署又はハローワークに、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出します。

（労働保険事務組合に手続きを委託されている場合には、まず労働保険事務組合にご連絡ください。）

具体的には、

#### ○ 一元適用事業の場合……

はじめに移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出します。その後、移転後の所在地を管轄するハローワークへ、労働保険名称所在地等変更届の控え及び確認書類等を添えて「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。

#### ○ 二元適用事業の場合……

移転後の所在地を管轄するハローワークへ「労働保険名称、所在地等変更届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。労災保険については、移転後の住所地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出してください。

### Q 事業所の設置（廃止）日を誤って届け出た場合は？

先日提出した書類のうち、事業所の設置日を間違えて届け出てしまいました。この場合の変更手続きは可能なのでしょうか。

A 可能です。

訂正の方法については、手続きを行ったハローワークへご相談ください。